

第4回研究会

2018年1月15日

教育環境の観点からの考察

報告 折出健二(教育学専攻)

1 約二万数千人の住民意向調査については、「三河湾沿岸の環境・生活・産業を守る会」が行なった新規産廃処分建設反対の署名がある。

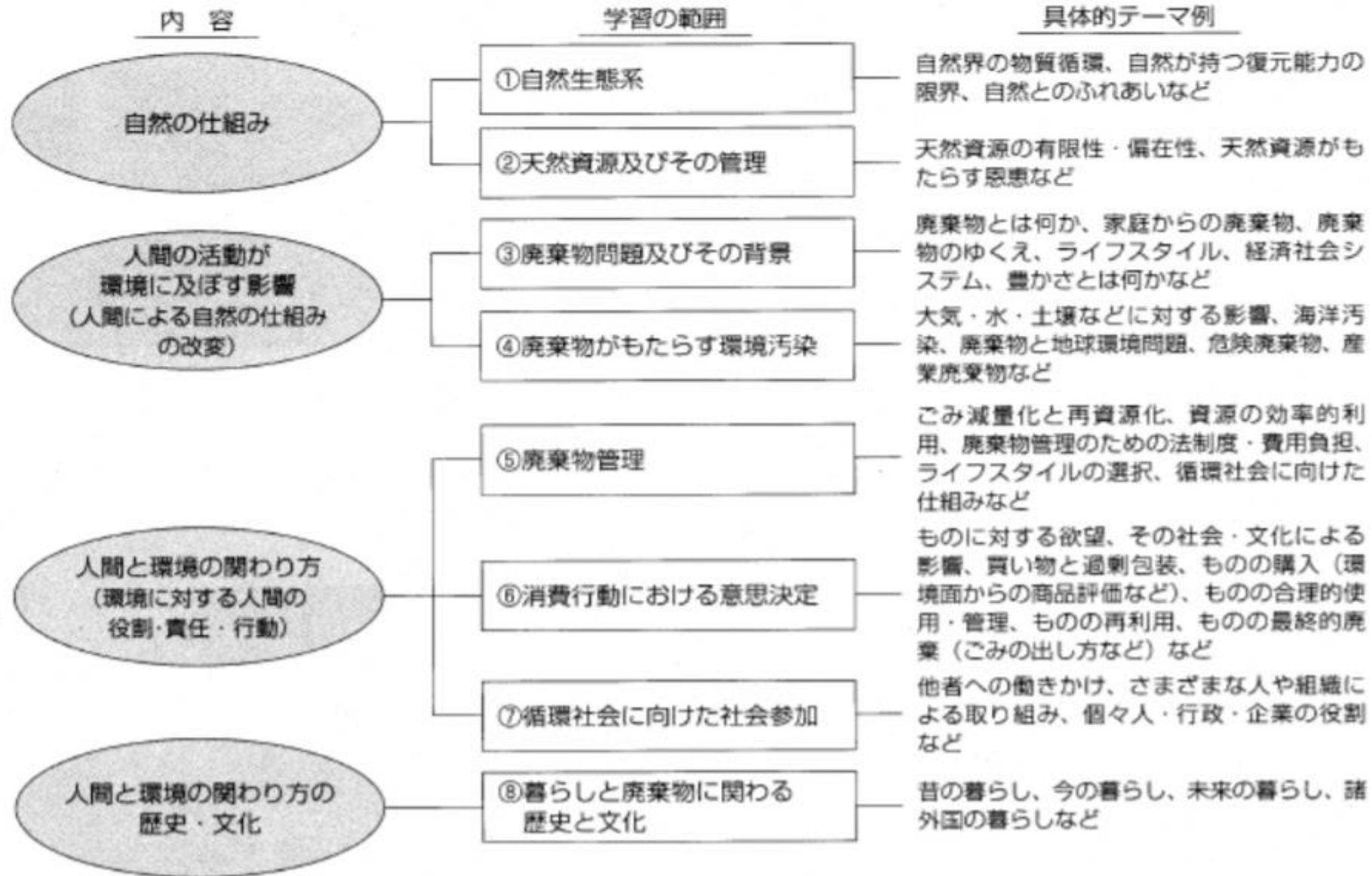
これには中学生も参加している。

2 宮城県は最終処分場立地等の基準を条例で定めており(後掲スライド)、これから観ても、本事案は慎重に扱うべき案件である。

3 計画地に近いエリアの児童生徒へ影響を考えると、当事者の声も聴きたいところではあるが、本件の持つ影響などを総合的に判断して、聴き取りは、近隣小中学校校長へのヒアリングにとどめた。

廃棄物問題の学習の位置

社団法人全国産業廃棄物連合会の見地からの教育課題（2002年12月）



環境教育プログラムの留意点

廃棄物に関する環境教育プログラムにおいて、次の点に留意することが必要である。

- ① 直接的な体験型学習（観察、調査、見学など）を重視すること
- ② 他者とのコミュニケーション型学習（インタビュー話し合い、記録、発表など）を重視すること
- ③ 一つの答えに帰着させずに、学習者自らが答えを導き出していく学習を重視すること
- ④ 学習者の価値観や態度が社会参加に向かうよう支援していくこと
- ⑤ 個人よりも集団で協力するなど参加するグループ学習を取り入れていくこと
- ⑥ 事業者、個々人、行政が協力するパートナーシップの視点を組み込んでいくこと

環境省総合環境政策局環境教育推進室「環境学習 2000 年版」「廃棄物」について

廃棄物管理の教育

表2-2 統合的廃棄物管理教育の概念¹³

内容 段階	自然環境 自然の仕組みと その相互関係	人工環境 人間による 自然の仕組みの改変	個人的環境 市民の役割、責任、 選択、行動
環境への気づき・関心の育成	すべての生物は廃棄物を出す。改変されていない自然の仕組みの中では、廃棄物の発生と分解の間にバランスがとれている	人間は、資源の採掘・加工、廃棄物の焼却や処分によって、自然の仕組みを改変している	責任ある個人は、資源の利用や廃棄物に関わる態度や行動が、環境へ影響を与えていることを認識している
基本的な環境概念の理解	廃棄物は生活に伴って発生する。自然の仕組みの中では、廃棄物は化学的物理的方法で分解され、他の生物に利用される	廃棄物の量と毒性が及ぼす影響は、人口増加と資源消費が進むにつれて、大きくなる	人々は、自らの欲求、ライフスタイルの選択、資源や製品の利用によって、廃棄物を生み出す。その中には危険性を持つものもある
責任ある環境行動への支持	人間による廃棄物を分解するには、自然の浄化能力に限界がある。人間の適切な行動によって、廃棄物の発生とその毒性は減らすことができる	持続可能な社会は、資源利用、廃棄物排出、焼却・処分の管理にあたって、生態系に健全な方法を開発する	責任ある個人は、廃棄物を最少化させ、廃棄物の安全に責任を持って対処するために、ライフスタイルにおいて長期的影響、費用便益、トレードオフの関係について分析する

宮城県産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準

制定 平成 2 年 4 月 1 日

• 第1 趣旨

この基準は、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第3条第2項の規定により、産業廃棄物処理施設等及び積替保管施設の立地等に関し必要な事項を定める。

（中略）

第5 最終処分場

1 立地環境

(1) 最終処分場について、施設計画等協議書の提出時に次の条件を満たすこと。

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね50m以上であること。

宮城県 基準つづき

第5の1の(1)

ロ 学校, 病院, 診療所, 図書館又は社会福祉施設に係る土地の敷地境界からの距離が, おおむね 100m以上あること。

ハ 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。

(イ) 自然公園特別地域 (ロ) 自然環境保全地域特別地区 (ハ) 鳥獣保護区特別保護地区 (ニ) 特別緑地保全地区 (ホ) 風致地区

また, 次に掲げる区域等を原則として含まないこと。(イ) 自然公園普通地域 (ロ) 自然環境保全地域普通地区 (ハ) 緑地環境保全地域 (ニ) 鳥獣保護区 (ホ) 緑地保全地域

(以下、略)

柳川元御嵩町長のコメントから

第3回当研究会(11月29日)での講演において

➤質問(折出):「当該建設計画予定地の外周から公立中学校のグラウンドまで、入り江を隔てて約150メートルだが、こうした施設に学校が近接する例は全国もあるのですか」

◆柳川氏:「そうした例は聞いたことがない」

◆柳川氏:環境問題は「茹でカエル」の比喩の通り、カエルを熱した湯に入れればはねて逃げ出すが、初めからゆっくりと熱するとわからず、ついに熱くなったときにはもう逃げ出させない。ここが「環境問題」と「震災」の違いだ。

校長ヒアリング報告

実施日 2017年12月18日午前10時

出席者 小中学校長7名

折出委員 環境保全課職員

別掲のヒアリング項目に関して、事前にお話し合いをして頂いたことを基に、各項目に即して応答された。

その要旨をまとめると、「本事案は、管理職として慎重に対応すべき案件であると共に、学校運営上の事案よりは行政に関わる事案です。よって、各事項に関しては、特にこの場でお伝えするような動きなり、当方からの発信はありません」ということであった。

若干のやり取りののちに、最後に、環境保全課長からは、今後の動きに関して必要な情報は適宜提供していきたい旨述べられた。

ヒアリングでの主な質問事項

➤このたびの産廃処理施設建設計画のことで、管理職としてどのような対応をされてきていますか。

職員会議で本件を扱われたか、保護者会で本件のことを取り上げられたとか、ありますか。もしそれがあれば、そのときの出席者または参加者の反応をお聞かせください。

➤学習指導要領でも、ゴミ問題あるいは廃棄物問題に関連して学習課題を扱うことになっていますが、貴校では、例えば社会科、技術家庭科または総合学習等で本件を教材化して授業されたか、される予定はありますか。

➤この建設計画に関して校長として、何らかの意見表明なりメッセージを出される予定はありますか。

➤今後の計画の運び方に関して校長先生から何かご要望か、ご意見がありますか。

廃棄物処理法からみる「対象地域」問題

～「最終処分場の位置との距離関係」を中心に～

➤本件に関しては、公立中学校が当該施設に近接している問題がある。

➤この件に関して、下記の学術論文を参考にして考察した。

横内恵（大阪経済大学：行政法・環境法が専門）

「廃棄物処理法に基づく生活環境調査の対象地域に関する一考察一
高城町産廃事件と東海村産廃事件を事例として一」

『大阪経大論集』第67巻第3号、2016年9月。

【委員所見】ポイントは、当該施設と公共的な諸機関との「距離」にかかわる「対象地域」概念。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (1970年12月25日)

➤同15条3項

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 ※2項の申請書類関係は略。

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、**当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。**ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

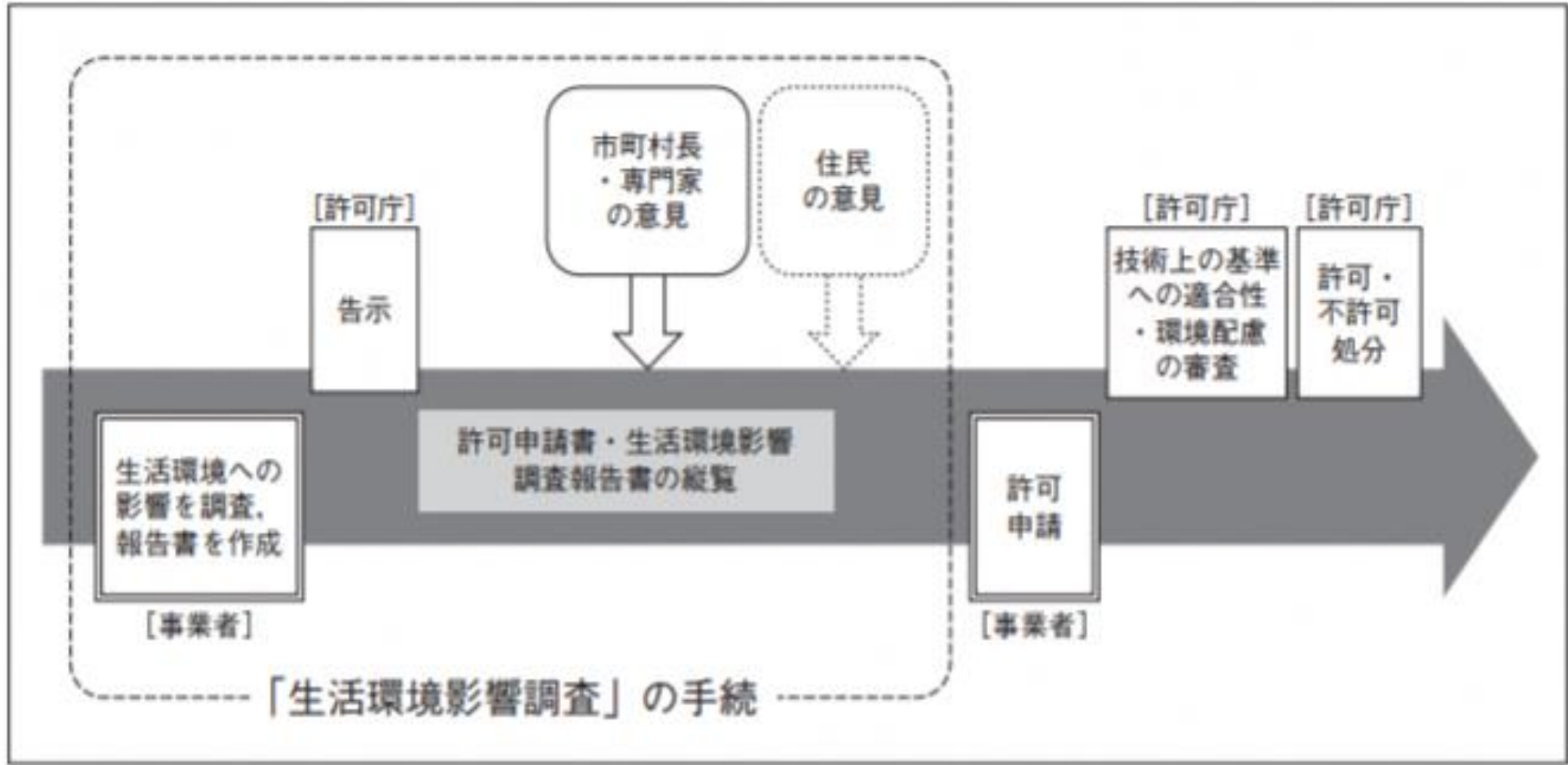
- 宮崎県高城町に設置の産廃最終処分場に対し、周辺住民が許可処分の無効等の訴訟をおこした。
- そのさい、「周辺住民に原告適格があるか否か」が論点となり、最高裁は以下のように判決を下した。
- 「当該最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等により健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たるか否か」によって判断すべきもので、「産業廃棄物の最終処分場の種類や規模等の具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と当該最終処分場の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである」(後略) 横内論文、114頁より。

- 高城町の事案では、「本件処分場の中心地点から約1.8kmの範囲内に居住する者」に「原告適格」を認めた。
- 一方で、許可手続きのために生活環境影響調査（ミニアセスともいう）として「対象地域」を選定するのは、申請する事業者側の判断であるという、「対象地域」概念の不明確さも問題となる（横内論文、116頁以下）。

生活環境影響調査の義務づけ

- 設置計画の事業者は、同法15条3項に基づき、施設周辺の生活環境等を調査し、施設設置による影響を予測して分析し、その結果を「生活環境影響調査報告書」としてまとめ、許可権限を有する都道府県知事に提出する(横内論文、同前)。
- これを受けて知事は告示をし、告示の日から1ヶ月間、ミニアセス文書が縦覧に供される(同前)。
- この流れは、次のスライドに掲載の通りである(横内論文、117頁より引用)。

許認可手続きの流れ



【図：産廃処理施設設置の許可申請手續の流れ】¹⁶⁾

以上の考察を通して

【委員所見】

- 1 これほどに近い場所に大型産廃処理施設が建設されることには、物理的な学校環境と共に、通学や日常の学校生活を送る生徒たちに何らかの影響が出ることは大いに懸念される。横内論文もいうように「周辺地域の生活環境の保全という観点からの審査」(同前、116頁)が非常の重要な要素となる。
- 2 そのためにも、明らかに近接する公立中学校の教育環境及び生徒の日常活動や健康・発達面への影響については、綿密な調査を行うことが、廃棄物処理法の本質及び前掲の最高裁判決の趣旨から、妥当である。
- 3 その点での明らかな不備が認められる場合には、知事は認可に対して慎重・厳正に望むべきである。